食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正について

令和８年６月
環境省環境再生・資源循環局資源循環課

１．省令の題名及び趣旨

令和８年６月 30 日公布予定の次の２つの省令は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）において環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称が「地方環境局」に改められ、同年７月１日から施行されることに伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成 13 年農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）の別記様式中、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改正するものである。

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成 13 年農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 24 条第２項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本省令は、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上